

2016 年度(平成 28 年度) 事業計画書

[2016 年(平成 28 年)4 月 1 日から
2017 年(平成 29 年)3 月 31 日まで]

当振興会は、1963 年(昭和 38 年)に設立して以来 50 有余年の永きに亘って、京都府内の私学の振興発展を目的とする諸事業を行ってまいりました。

当振興会の事業活動に必要な資金は、資金の運用益を主な財源としていますが、特に近年は好調な資金運用をもとに、私学関係団体に対する助成金の交付、教育機器の寄贈、顕彰奨学金の給付、京都私学会館の運営、教職員の福利厚生等の諸事業を積極的に展開してまいりました。

2016 年度(平成 28 年度)も、私学教育の充実を目的とする公益財団法人として下記の諸事業を遂行して、少子化の進展に伴い厳しい環境にある私学を精一杯支援することとします。

事業計画

1. 私学振興事業

(1) 私学教育充実助成金交付事業(公益目的事業)

私学関係団体に助成金を交付して、私学関係諸団体が行う私学教育充実のための諸事業を資金面より支援することは、当振興会にとって最も重要な事業です。

当振興会が私学関係諸団体に交付する助成金は、各団体において事業資金として極めて有効に使われています。

2016 年度(平成 28 年度)の助成金も、各団体から提出された申請書について助成金査定委員会において慎重な審議が行われ助成案が答申されましたので、同案に基づき下記の諸団体に交付します。

京都府私立幼稚園連盟
京都府私立小学校連合会
京都府私立中学高等学校連合会
京都府私立中学高等学校経営者協会
京都府私立中学高等学校保護者会連合会
京都府専修学校各種学校協会

(2) 顕彰事業(公益目的事業)

当振興会が、日々研鑽努力している私学の教職員・生徒・クラブ・私学経営者等を顕彰する京都私学振興会賞は、2006 年度(平成 18 年度)に創設して以来回を重ねるごとに内外関係者より高い評価を頂き第 11 回を数えることとなりました。

2016 年度(平成 28 年度)も、各学校から推薦された受賞候補者について審査委員会において慎重審査が行われたうえ受賞案が答申されましたので、同案に基づき下記の各賞を授与します。

(イ) 私学振興賞 I

教育・研究・指導面において顕著な実績を残し大きい成果をあげた教職員

(ロ) 私学振興賞Ⅱ

特色ある教育計画を実施して、成果をあげていると認められる学校

(ハ) 文化スポーツ活動賞Ⅰ

文化芸術活動やスポーツ活動により極めて優秀な成績をあげたクラブ

(ニ) 文化スポーツ活動賞Ⅱ

文化芸術活動やスポーツ活動により極めて優秀な成績をあげた生徒

(ホ) 特別賞

永年学校経営に携わり私学の発展に顕著な功績をあげた私学経営者

私学関係団体役員として私学の振興発展に多大の貢献を尽くした方

私学教育の充実に顕著な功績をあげた団体

(ハ) 教育研究奨励金

日々私学教育の充実に専念努力している教員又は教育研究グループ

(3) 奨学金事業（公益目的事業）

京都私学振興会奨学金は、京都私学振興会賞とともに2006年度(平成18)に創設して以来、学費支弁者を病気等で失って修学の継続が困難となった生徒に奨学金を給付する事業として、多くの生徒を支援してきました。

2016年度(平成28年度)も、審査委員会の答申に基づき、向学心をもつ生徒が教育を受けられる機会を失うことのないよう奨学金を給付します。

(4) その他の私学支援事業（公益目的事業）

上記の諸事業の他、その他の私学支援事業として、教育機器の寄贈、研修会の開催、私学支援のための広報等を行って、がんばる私学を応援します。

2. 会館事業

京都私学会館は、私学教育の充実のための事業活動の拠点として、また教職員の研修の場として、永年に亘り私学関係者のみならず多くの府民に多目的に利用され、府内の教育文化の向上に寄与してまいりました。

当会館は交通至便の立地条件と美しい外観、最新の設備で利用者から高い評価を得ていますが、2016年度(平成28年度)も私学関係者の利用を中心にしつつ、広く一般の利用者にも喜ばれる会館として管理運営に努めます。

(1) 私学関係団体に対する事務室の貸与（公益目的事業）

府内の私学関係団体が私学教育充実のために行う事業活動を支援するため、京都私学会館内にその事業活動の拠点として事務室を貸与します。

【私学会館内に事務室を貸与する私学関係団体】

京都府私立幼稚園連盟

京都府私立中学高等学校連合会

京都府私立中学高等学校経営者協会

京都府私立中学高等学校保護者会連合会

京都府専修学校各種学校協会

京都府私学退職金財団

(2) 私学関係者に対する会議室の貸与及び助成（公益目的事業）

私学関係団体や私学関係者が行う会議・研修・講演等のために会議室・共同研修室を貸与し、「私学会館運営管理規程」に基づき会議室利用料の全額又は半額助成を行います。

(3) 一般企業等に対する会議室の貸与（収益事業）

京都私学会館は、私学関係団体や学校等の公益目的の利用を主としますが、私学教育の啓蒙に役立てるため、一般企業・団体個人が行う会議その他の利用の用にも供します。

3. 教職員福祉事業（相互扶助等事業）

教職員の福利厚生の実施は、私学教育の実施のため極めて重要な事業です。

当振興会は「京都私学互助会」を組織して、教職員及びその家族の医療・慶弔・退会一時金・厚生文化・貸付等の諸事業を行っています。

2016年度(平成28年度)も、各事業の実施により私学教職員の福利厚生の増進に努めます。

【京都私学互助会の事業】

(1) 給付事業

医療関係給付金

会員または被扶養者が疾病・負傷の際、見舞金を給付

給付種類…療養補助費・家族療養費・入院見舞金・障害見舞金

慶弔関係給付金

会員または被扶養者の結婚・出産・育児・死亡・災害等に際して慶弔金を給付

給付種類…結婚祝金・出産祝金・育児手当金・介護手当金・弔慰金・災害見舞金

退会一時金給付

退職等により資格を喪失した会員に、規約により退会一時金を給付

(2) 貸付事業

一般資金貸付…会員の不時の出費を援助

入学資金貸付…会員の子女の入学金の援助

住宅資金貸付…住宅購入資金貸付の斡旋

(3) 厚生文化事業

映画演劇等の入場券の割引斡旋・旅行費補助など

以上